

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 : 小平・村山・大和衛生組合
代表者 : 管理者 小林 正則
所在地 : 東京都小平市中島町2番1号

2 対象事業の名称及び種類

名 称 : (仮称) 新ごみ焼却施設整備事業
種 類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業 (以下「本事業」という。) は、東京都小平市中島町2番1号に位置する既存のごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を撤去して、新しいごみ焼却施設の建設を行うものである。

対象事業の概略は表3-1に示すとおりである。

表3-1 対象事業の概略

項 目	内 容
所在地	東京都小平市中島町2番1号
計画敷地面積	約 19,800m ²
工事着工年度	令和2年度 (2020年度) (予定)
施設稼働年度	令和7年度 (2025年度) (予定)
施設規模	236トン/日 (118トン/日・炉×2炉)
処理対象物	可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ破碎残さ ^{注1)}
処理方式	全連続燃焼式 (ストーカ式又は流動床式)
主な建設物等	工場棟、管理棟、煙突、ストックヤード等

注1) 不燃・粗大ごみ破碎残さ：(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設において、不燃・粗大ごみから小型家電、有害物、鉄、アルミなどを回収した残さ物

4 環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測、評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働に伴う排出ガス】</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.034ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は32.3%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.046mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、建設機械の稼働に伴う寄与率は6.3%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 年間98%値 0.034ppm [環境基準 0.06ppm以下^{注1)}] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.046mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下] <p>【工事中車両の走行に伴う排出ガス】</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026~0.028ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、工事中車両の走行に伴う寄与率は1.20~5.36%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.037~0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、工事中車両の走行に伴う寄与率は0.02~0.11%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化窒素 年間98%値 0.026~0.028ppm [環境基準 0.06ppm以下^{注1)}] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.037~0.038mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下] <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う煙突排出ガス】</p> <p>長期予測</p> <p>予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。</p> <p>二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.002ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は5.39%である。</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.022ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は1.89%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.041mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は0.35%である。</p> <p>ダイオキシン類の年平均値は0.014pg-TEQ/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は4.21%である。</p> <p>塩化水素の年平均値は0.0004ppmであり、評価の指標とした目標環境濃度を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は15.97%である。</p> <p>水銀の年平均値は0.002μg/m³であり、評価の指標とした指針値を下回る。また、施設の稼働に伴う寄与率は7.25%である。</p> <p>したがって、いずれの物質も予測濃度に占める煙突排出ガス影響濃度の寄与率は小さく、施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 2%除外値 0.002ppm [環境基準0.04ppm以下] ・二酸化窒素 年間98%値 0.022ppm [環境基準0.06ppm以下^{注1)}] ・浮遊粒子状物質 2%除外値 0.041mg/m³ [環境基準0.10mg/m³以下] ・ダイオキシン類 年平均値 0.014pg-TEQ/m³ [環境基準0.6pg-TEQ/m³以下] ・塩化水素 年平均値 0.0004ppm [目標環境濃度0.02ppm以下] ・水銀 年平均値 0.002μg/m³ [指針値0.04μg-Hg/m³以下]

注 1) 二酸化窒素の環境基準：日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>短期予測</p> <p>最も濃度が高くなる気象条件時（逆転層崩壊時（フュミゲーション））の予測結果は、最大濃度を示す地点において、それぞれ評価の指標とした環境基準又はその他の評価の指標を下回る。</p> <p>したがって、予測濃度の最大値は評価の指標を下回ることから施設の稼働に伴う大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化硫黄 1 時間値 0.007ppm [環境基準 0.1ppm以下] ・ 二酸化窒素 1 時間値 0.056ppm [短期暴露指針値 0.1ppm以下] ・ 浮遊粒子状物質 1 時間値 0.081mg/m³ [環境基準 0.20mg/m³以下] ・ ダイオキシン類 1 時間値 0.051pg-TEQ/m³ [環境基準 0.6pg-TEQ/m³以下] ・ 塩化水素 1 時間値 0.004ppm [目標環境濃度 0.02ppm以下] ・ 水銀 1 時間値 0.016 μg/m³ [指針値 0.04 μg-Hg/m³以下] <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う排出ガス】</p> <p>二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.026~0.027ppmであり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、廃棄物等運搬車両の走行に伴う寄与率は0.13~1.60%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <p>浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.037mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を満足している。また、廃棄物等運搬車両の走行に伴う寄与率は0.01%未満~0.02%であり、大気質への影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素 年間98%値 0.026~0.027ppm [環境基準 0.06ppm以下^{注1)}] ・ 浮遊粒子状物質 2%除外値 0.037mg/m³ [環境基準 0.10mg/m³以下]
悪臭	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（敷地境界）】</p> <p>敷地境界において、評価の指標とした規制基準を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気指数（敷地境界） 10未満 [規制基準 12] <p>【施設の稼働に伴う臭気（煙突等気体排出口）】</p> <p>煙突排ガス及び脱臭装置（出口）の臭気排出強度</p> <p>新施設の稼働時における煙突等気体排出口の評価結果は、評価の指標とした規制基準を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気排出強度 <ul style="list-style-type: none"> 煙突排ガス 4.8×10⁷m³/分 以下 [規制基準 4.8×10⁷m³/分] 脱臭装置（出口） 2.1×10⁵m³/分 以下 [規制基準 1.0×10⁷m³/分] <p>煙突から拡散する悪臭（臭気指数）</p> <p>煙突から拡散する悪臭の予測結果は、全てのケースで臭気指数が10未満であり、評価の指標を下回り、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>【施設の稼働に伴う臭気（排水）】</p> <p>排水の臭気指数は、評価の指標とした規制基準を下回る。また、新施設からの排水は全て公共下水道へ排水し、公共用水域へは排水しない。</p> <p>したがって、臭気が日常生活に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臭気指数（排水） 28以下 [規制基準 28]

注 1) 二酸化窒素の環境基準：日平均値の年間 98%値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下

表 4-1 (3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>＜工事の施行中＞</p> <p>【建設機械の稼働に伴う騒音】</p> <p>各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「騒音規制法」に定める規制基準を下回る。</p> <p>さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号ごみ焼却施設等解体工事 71dB（敷地境界南側）[規制基準85dB] ・ 新ごみ焼却施設建設工事 72dB（敷地境界南側）[規制基準85dB] ・ 4・5号ごみ焼却施設等解体工事、 管理棟建設工事 73dB（敷地境界北側）[規制基準85dB] <p>【建設機械の稼働に伴う振動】</p> <p>各工種の予測結果は、敷地境界において最大値を示す地点において、それぞれ評価の指標とした「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準を下回る。</p> <p>さらに、建設機械の点検、整備を行い性能の維持に努めるとともに工事工程の管理を行い、建設機械が過密に稼働することがない計画とする等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3号ごみ焼却施設等解体工事 60dB（敷地境界南側）[勧告基準70dB] ・ 新ごみ焼却施設建設工事 67dB（敷地境界南側）[規制基準75dB] ・ 4・5号ごみ焼却施設等解体工事、 管理棟建設工事 63dB（敷地境界北側）[規制基準75dB] <p>【工事用車両の走行に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、松の木通り（地点①）で環境基準を超えている。なお、松の木通り（地点①）は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、工事用車両及び工事中の廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は2.1dBに留まる。</p> <p>その他の地点において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.6～1.0dBである。</p> <p>さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間 59～68dB [環境基準55～70dB] <p>【工事用車両の走行に伴う振動】</p> <p>予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（昼間：60～65dB、夜間：55～60dB）を下回る。</p> <p>さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにすることから工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間 56～58dB [規制基準60～65dB] ・ 夜間 35～46dB [規制基準55～60dB]

表 4-1 (4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働に伴う騒音】</p> <p>全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定工場等に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定工場に係る騒音の規制基準（両基準とも朝・夕・夜間45dB、昼間50dB）を下回る。</p> <p>さらに、設備機器の使用にあたっては点検・補修等の維持管理を適切に講じることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝・夕・夜間 45dB（敷地境界最大地点）[規制基準45dB] ・昼間 48dB（敷地境界最大地点）[規制基準50dB] <p>【施設の稼働に伴う振動】</p> <p>全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定工場等において発生する振動に係る規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（両基準とも昼間65dB、夜間60dB）を下回る。</p> <p>さらに、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行うことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間 58dB（敷地境界最大地点）[規制基準 昼間：65dB] ・夜間 56dB（敷地境界最大地点）[規制基準 夜間：60dB] <p>【施設の稼働に伴う低周波音】</p> <p>各地点の昼間及び夜間における施設の稼働にG特性音圧レベル（L_{G5}）は既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度（55～76dB）又はそれ以下と予測されることから、評価の指標とした知覚できる100dBより下回る。</p> <p>また、1/3オクターブバンド平坦特性音圧レベルについても、既存ごみ焼却施設の稼働時と同程度（37～70dB）又はそれ以下と予測されることから、評価の指標とした心理的影響及び物理的影響の70～115dBより下回る。</p> <p>さらに、設備機器は、壁面からの二次的な低周波音が発生しないよう配慮することにより施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。</p> <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音】</p> <p>予測結果は、松の木通り（地点①）で環境基準を超えている。なお、松の木通り（地点①）は現況調査結果で既に環境基準を超えているものの、廃棄物等運搬車両の走行に伴う道路交通騒音レベルの増加量は0.3dBに留まる。</p> <p>その他の地点においては、評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回り、現況廃棄物等運搬車両を含んだ現況調査結果に対する騒音レベルの増加分は0.0～0.6dBである。</p> <p>さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底することから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼間 57～67dB [環境基準55～70dB]

表 4-1 (5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動】</p> <p>予測結果は、全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活に適用する規制基準（60～65dB）を下回る。</p> <p>さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底することから、廃棄物等運搬車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。</p> <p>・昼間 54～57dB [規制基準60～65dB]</p>
土壌汚染	<p><工事の施行中></p> <p>【土壌中の有害物質等の濃度】</p> <p>計画地内における土壌調査結果では、既存4・5号ごみ焼却施設の灰積出場付近から採取した試料において「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。その他の調査地点の有害物質含有量・溶出量は全調査項目で「土壌汚染対策法」による指定基準及び東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準を下回った。</p> <p>当該土壌含有量の基準値超過区画については、工事開始前に、詳細調査を実施し、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>ダイオキシン類については、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準」の環境基準を下回る結果であった。</p> <p>また、ごみや灰等に含まれる汚染物質は事前に除去されるため、工事中の作業により土壌が汚染されるおそれはない。</p> <p>さらに、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。</p> <p>したがって、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【地下水への溶出の可能性の有無】</p> <p>現況調査では、地下水中の有害物質及びダイオキシン類の濃度はいずれも環境基準を下回った。</p> <p>また、土壌中の有害物質により新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>したがって、有害物質が地下水へ溶出する可能性はなく、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【汚染土壌の量】</p> <p>「鉛及びその化合物」の土壌含有量の基準値超過が確認された。</p> <p>当該区画については、汚染の除去や拡散防止等、適正に対策を講じる。</p> <p>なお、既存施設の除却や土地の改変に先立ち関係法令に基づいた土壌汚染状況調査等を実施する。この調査において土壌の汚染が認められた場合は、汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基づき適切に対策を講じる。したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p> <p>【新たな土地への拡散の可能性の有無】</p> <p>関係法令に基づく基準を満足し、土壌汚染の拡散がないことから、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはない。</p>

表 4-1 (6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
地盤	<p><工事の施行中></p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>工事の施行中における掘削工事においては、十分に安定性が確保されている山留め壁 (SMW) や鋼矢板による山留め工法を採用する。さらに掘削工事の進捗に合わせ、必要に応じ切梁支保工を設ける等、山留め壁面への土圧・水圧に対する補強を行い、山留め壁の変位を最小に留める。</p> <p>したがって、掘削工事に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>工事の施行中における掘削工事について、掘削深度の浅い区域 (GL約-4m) は、鋼矢板を掘削深度より深い位置まで根入れをし、掘削深度の深い区域 (GL約-22m) は、遮水性の高い山留め壁 (SMW) により掘削区域を囲み、かつ、その先端をGL約-30mまで根入れして、帯水層からの地下水の湧出の抑制及び山留め壁下側から回り込む地下水の流入を防止する。これらの対策により、計画地周辺の地下水の水位及び流況に及ぼす影響は小さいと考える。</p> <p>さらに、地下水位の変動を把握するとともに、地盤面の変位を定期的に測量し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、周辺の地下水位を著しく低下させること及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p><工事の完了後></p> <p>【地盤の変形の範囲及び程度】</p> <p>計画建築物の地下構造物は、土圧・水圧に耐える十分な剛性を持つものとする計画である。これにより地下構造物築造後においては、山留め壁 (SMW) 及び地下構造物によって地盤の安定性が保たれ、地盤の変形の程度は小さいものとする。</p> <p>したがって、地下構造物の存在に起因する地盤の変形の程度は小さいことから、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>【地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下の範囲及び程度】</p> <p>工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって、地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。</p> <p>また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、地下構造物の存在による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないため、計画地周辺の地盤等に及ぼす影響は小さく、周辺の建物に影響を及ぼさないと考える。</p> <p>なお、新施設では計画地内の深さ約250mの既存井戸から地下水を利用する計画であるが、新施設の揚水量は既存施設の約500m³/日に対し、約100m³/日と少なくなることから、揚水による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないと考える。</p>

表 4-1 (7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
水循環	<p><工事の施行中></p> <p>【地下水の水位、流況の変化の程度】</p> <p>掘削工事では、掘削深度の深い区域の周囲を遮水性の高い山留め壁（SMW）で囲み、かつその先端をシルト質細砂層の難透水層に到達するGL約-30mまで根入れして、帯水層からの地下水の湧出や山留め壁下側から回り込む地下水の流入を抑制する計画である。</p> <p>したがって、掘削工事に伴う地下水の湧出や回り込みを抑制するとともに、掘削面内の揚水は山留め壁（SMW）の内部に限られるため、周辺の地下水位を著しく低下させること及び流況が大きく変化することはないと考える。</p> <p>また、観測井を設置し、工事の施行中も地下水位の変動を把握し、異常があった場合には適切に対処する。</p> <p>したがって、掘削工事及び山留め壁の設置が計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p><工事の完了後></p> <p>【地下水の水位、流況の変化の程度】</p> <p>工事の完了後における地下水の流況については、地下構造物の規模が地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れると考えられる。よって、地下水の水位及び流況への影響は小さいと考える。</p> <p>また、計画建築物の地下躯体工事完了後から一定の期間中、観測井を設置し地下水位の測定を行う。</p> <p>したがって、地下構造物等の存在が計画地周辺の地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないと考える。</p> <p>なお、新施設では計画地内の深さ約250mの既存井戸から地下水を利用する計画であるが、新施設の揚水量は既存施設の約500m³/日に対し、約100m³/日と少なくなることから、揚水による地下水の水位及び流況が大きく変化することはないと考える。</p> <p>【表面流出量の変化の程度】</p> <p>本事業では、雨水浸透施設及び一次貯留槽の設置により、「小平市開発事業条例」に定める雨水流出抑制量以上の対策量を確保する計画である。</p> <p>また、建物屋上に降った雨水は、再利用槽に導いてプラント用水等に有効利用し、余剰分は、一時貯留槽に貯留した後、公共下水道に放流する計画である。</p> <p>したがって、雨水の表面流出量を軽減すると考える。</p>

表 4-1 (8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
生物・ 生態系	<p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生物】</p> <p>陸上動物相の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用するアズマモグラ、ムクドリ等の鳥類、ヒガシニホントカゲ等の爬虫類、ヒゲトハナムグリ等の昆虫類の生息環境が一部消失することから計画地周辺と同様な環境に一時的に移動すると考えられる。また、計画地内の植栽樹等を一時的に利用するアオゲラ等の鳥類は、主な生息環境の直接改変はないものの、一時的に利用される環境が一部消失する。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の陸上動物相にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p> <p>生息（育）環境の変化内容及びその程度</p> <p>工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、工事の施行場所では、計画地内の芝地や植栽樹等を利用する陸上動物の利用頻度が一時的に低下すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息環境は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>以上のことから、調査地域の生息（育）環境にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p>

表 4-1 (9) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
生物・ 生態系	<p>＜工事の施行中及び工事の完了後＞</p> <p>【生態系】</p> <p>陸域生態系の変化の内容及びその程度</p> <p>工事の施行中における計画地内の生息環境の消失について、生態系の環境類型区分のうち、本事業に伴って改変されるのは計画地のみであり、樹林地及び草地の改変はない。注目される種及び群集について、上位性のモズは、陸域の林縁部や耕作地等を主な餌場として利用していると考えられ、これらの直接改変はないため、餌資源となる陸上動物の著しい減少はない。典型性について、コナラ群落は本事業に伴う直接改変はない。また、アズマモグラ、シジュウカラ及びヒガシニホントカゲは、計画地内の芝地や植栽樹等の生息環境が一部消失することから計画地周辺の同様な環境に一時的に移動すると考えられる。ただし、工事の完了後は、緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>工事の施行中における騒音について、建設作業及び施設の稼働に伴う騒音レベルが高くなる場所では、計画地及びその周辺を生息環境とする哺乳類及び鳥類の利用頻度が一時的に低下する可能性があるものの、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、工事工程を十分に計画する等の対策を講じることで、建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。</p> <p>工事の完了後における騒音については、施設の稼働に伴う騒音が発生すると考えられるが、現況の騒音レベルと同程度である。また、騒音対策が必要な機器には必要に応じて騒音対策を講じることで、施設の稼働に伴う騒音発生の抑制及び低減に努め、陸上動物の生息環境の保全を図る。さらに、計画地は緑化計画に基づき、現況以上の緑化を行うことから、生息状況は現況と同程度に回復すると考えられる。</p> <p>以上のことから、調査地域の生態系にほとんど変化は生じないと考えられるため、生物・生態系の多様性に著しい影響はなく、評価の指標を満足すると考える。</p>
日影	<p>＜工事の完了後＞</p> <p>【冬至日における日影の範囲、日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画建築物（煙突を含まない）による日影時間は、各規制対象区域の規制時間内である。また、煙突による日影時間は高さが既存施設より低くなるため、既存施設より影響は低減される。</p> <p>したがって、冬至日における日影の状況の変化の程度は小さいと考える。</p> <p>【日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化の程度】</p> <p>計画地周辺の特に配慮すべき施設等として、計画地の西側に近接して低層住居が位置しているとともに、北側には野火止用水緑道、東側には隣接樹林地が位置している。</p> <p>計画地の西側に近接している低層住居については、日影時間が春分日・秋分日に25分程度減少する。</p> <p>計画地の北側に近接している野火止用水緑道については、日影時間が夏至日・冬至日に10分程度減少し、春分日・秋分日に175分程度減少する。</p> <p>計画地の東側に近接している隣接樹林地については、日影時間が夏至日に55分程度減少し、春分日・秋分日に50分程度減少し、冬至日に30分程度減少する。</p> <p>したがって、工事の完了後の各予測地点付近における日影時間は、現況と比べて減少し、日影の影響は低減されるため、特に配慮すべき施設等への日影の影響は最小限に抑えられると考える。</p>

表 4-1(10) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
電波障害	<p><工事の完了後> 【遮蔽障害及び反射障害】 東京スカイツリー広域放送の地上デジタル放送（21～27ch）の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測される。地上デジタル放送（21～27ch）の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。 東京スカイツリー県域放送の地上デジタル放送（16ch）の遮蔽障害範囲は、対象事業実施区域の西側で、計画地内に収まり、周辺の一般住宅への障害は生じないと予測する。地上デジタル放送（16ch）の遮蔽障害要確認範囲内には、戸建住宅と集合住宅があり障害が発生する可能性がある。 反射障害については、反射障害の発生が予測される地域を図示するまでには至らないと予測する。 衛星放送の遮蔽障害範囲は、計画地の北側の野火止用水緑道まで伸びるが、住宅等がないため一般住宅への障害は生じないと予測する。 なお、連絡窓口を設け、計画建築物等に起因する電波障害が発生した場合には、迅速な対応を図り、適切な障害対策を講じることにより電波障害は解消され则认为。したがって、本事業に起因する電波障害は評価指標とした「施設の建替えに伴う電波障害を起こさないこと」を満足すると考える。</p>
景観	<p><工事の完了後> 【主要な景観構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】 計画地周辺は低層及び中層建築物である住宅等が多く、計画地南側には玉川上水、北側には野火止用水緑道があり、水辺環境や緑に恵まれた景観特性を有している。 本事業は、既存のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、廃水処理施設等を解体・撤去しその跡地に新施設を建設するものである。工事の完了後の主な建築物等は新ごみ焼却施設、煙突及び（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設であることから、基本的な景観構成要素の変化はなく、地域景観の特性の変化の程度は小さい。 また、周辺環境に調和した色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】 工事の完了後には、計画地北側に位置する野火止用水緑道及び南側に位置する玉川上水緑道の地点からは新施設の出現により眺望の変化の程度は大きい、敷地内には中低木を設置するなど緑化を図る。また、意匠、色彩については、東京都景観計画に定める景観形成基準に基づくことにより周囲の景観と調和を図る。 さらに、建替え後の煙突は既存煙突の2本から1本へと減らし、高さも100mから59.5mと低くする計画である。 したがって、周辺環境に調和した意匠、色彩及び敷地内緑化に配慮することにより、評価の指標とした「季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図る」ことを満足すると考える。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】 計画地近傍における形態率の変化は、現況と比べて計画地西側で約2.5ポイント減少し、計画地北側で約0.1ポイント、計画地南側で約11.4ポイントの増加に留まる。その他の地点では変化はない。 また、工場棟の色彩や形状にあたっては東京都景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とするとともに、計画地内に中低木等を植えるなど可能な限り緑化を図ることから、評価の指標である「圧迫感の軽減を図ること」を満足すると考える。</p>

表 4-1(11) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
自然との触れ合い活動の場	<p><工事の施行中></p> <p>【建設機械の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</p> <p>本事業では、玉川上水緑道及び野火止用水緑道を直接改変することはないため、利用性に影響を生じる工事は実施しない。また、建設機械の稼働及び既存施設の稼働に伴い騒音が発生し、騒音レベルが高くなる場所では、一時的に快適性や機能が損なわれる可能性があるが、仮囲い等の設置による排出ガス及び騒音の低減、散水等による粉じんの飛散防止等の実施により、周辺環境への影響を低減する。</p> <p>したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p>【工事用車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>工事用車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。</p> <p>さらに、工事用車両の走行ルートは、分散させる。また、工事計画の詳細検討を行い、工事用車両走行台数が多くなる土工事及び建設・プラント工事の工程の平準化及び通勤車両の効率的な運用に努め、工事用車両が集中しないようにする。</p> <p>したがって、工事の施行中において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p> <p><工事の完了後></p> <p>【施設の稼働等に伴う自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化の程度】</p> <p>本事業は、既存のごみ処理施設の建替えを行うものであることから、基本的な施設の稼働等に伴う影響は現況に比べて大きな変化はない。</p> <p>したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場が持つ機能の変化はないことから、自然との触れ合い活動の場の持つ機能に著しい影響がないと考える。</p> <p>【廃棄物等運搬車両の走行に伴う自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度】</p> <p>廃棄物等運搬車両の走行ルートが野火止用水緑道の利用経路（出入口）と重複する区間があるが、これらの街路は歩道と車道が分離された形態であることや、交差点となっている出入口付近は、横断歩道や信号機が完備されている。また、野火止用水緑道においても車道と分離されていることから利用経路に与える影響は小さい。</p> <p>さらに、廃棄物等運搬車両の走行に際しては、運転手等の関係者に空ぶかしの禁止、急加速等の高負荷運転の回避及びアイドリングストップ等の励行の注意喚起を徹底する。</p> <p>したがって、工事の完了後において自然との触れ合い活動の場までの利用経路の状況を悪化させないと考える。</p>

表 4-1(12) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
廃棄物	<p><工事の施行中></p> <p>【解体工事に伴う廃棄物等の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>既存施設の解体及び撤去に伴い発生する廃棄物は、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。</p> <p>なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理産業廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。</p> <p>したがって、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えます。</p> <p>【建設工事に伴う廃棄物等の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約219 tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率の目標値を満足する。</p> <p>なお、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認する。</p> <p>また、新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約30,008m³であるが、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出し、再利用を図る。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。</p> <p>したがって、建設工事に伴い発生する廃棄物の排出量、有効利用量・再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えます。</p> <p>【特別管理廃棄物の処理処分の方法、保管方法及び運搬方法】</p> <p>アスベスト廃棄物</p> <p>既存施設の調査結果では、非飛散性アスベストが確認されていることから、解体工事に先立ち「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い状況に応じた対策を講じながら除去作業を実施する。</p> <p>除去したアスベストについては、「石綿障害予防規則」、「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止マニュアル」に従い、粉じんが飛散しないよう、堅固な容器や二重袋詰め等を施し、運搬するまでの間、隔離作業場に設けた一次保管場所に適切に保管する。</p> <p>運搬・処分に当たっては、「建築物の解体又は改修工事において発生する石綿を含有する廃棄物の適正処理に関する指導指針」（昭和62年8月62清環産第105号）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。</p> <p>また、運搬・処分に当たっては新たに発生した場合については、法令等に基づき適切に処理・処分する。</p> <p>以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えます。</p>

表 4-1(13) 環境に及ぼす影響の評価の結論

環境影響 評価項目	評価の結論
<p>廃棄物</p>	<p>PCB 廃棄物</p> <p>既存施設の調査結果では、一部の進相コンデンサにおいて混入を否定できない結果となっていることから、今後、各施設の使用を停止し、解体工事を実施する段階で、事前に調査を実施する。また、新たにPCB廃棄物が発生した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、適正な保管・管理を行い、法令で定められた処分期間中に速やかに処分する。運搬にあたっては、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に従い、許可を得た業者に委託するとともに、マニフェストにより確認する。</p> <p>以上により、関係法令に示される事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えます。</p> <p><工事の完了後></p> <p>【廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法】</p> <p>新施設の稼働に伴う廃棄物（主灰、飛灰）搬出量は、ストーカー式で10,775 t、流動床式で5,431tと予測するが、発生した主灰、飛灰はエコセメント化施設（東京たま広域資源循環組合）に搬出し、エコセメント化による再資源化を行う計画である。また、流動床式で発生する不燃物については、全量を再資源化業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。なお、新施設から排出される鉄類については、製品原料として資源化を行う計画である。</p> <p>（仮称）不燃・粗大ごみ処理施設の稼働に伴う廃棄物の排出量は、6,654 tと予測するが、選別後の鉄類・アルミ類及び小型家電は民間リサイクル業者へ搬出し、製品原料とすることで再資源化を行う計画である。有害物については、関係法令に基づいて適正に処理・処分する。破碎残さは新施設において焼却を行う。</p> <p>したがって、施設の稼働に伴う廃棄物は適正に循環的な利用が行われるよう必要な措置を講じ、再資源化する計画であることから、廃棄物の排出量、再資源化量及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を順守できるものであり、妥当であると考えます。</p>
<p>温室効果ガス</p>	<p><工事の完了後></p> <p>【温室効果ガスの排出量及びそれらの削減の程度】</p> <p>計画施設では、電気、都市ガスの使用及びごみの焼却によって、約6.7万t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、発電及び余熱利用によって約1.7万t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約5万t-CO₂/年と予測する。</p> <p>本事業では、エネルギーの有効活用として、ごみ発電及び近隣施設へ熱供給を実施するとともに、太陽光の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、建物の断熱を図り、高効率モーターやLED照明導入によりエネルギー使用量を削減する。</p> <p>以上のことから、施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、本事業は、エネルギー使用の合理化等に関する法律等、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境確保条例等に定める事業者の責務に照らして妥当なものであると考えられる。</p>

5 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過の内容は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 環境影響評価手続の経過

環境影響評価手続の経過		
環境影響評価調査計画書の提出		平成 30 年 4 月 10 日
提出後の手続 の経過	公示された日	平成 30 年 4 月 25 日
	縦覧された日	平成 30 年 4 月 25 日～平成 30 年 5 月 7 日
	都民からの意見	0 件
	関係市長からの意見	5 件（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長、国分寺市長）
調査計画書審査意見書が送付された日		平成 30 年 7 月 4 日
環境影響評価書案の提出		令和元年 5 月 24 日
提出後の手続 の経過	公示された日	令和元年 6 月 10 日
	縦覧された日	令和元年 6 月 10 日～令和元年 7 月 9 日
	説明会の実施（計 6 回）	令和元年 6 月 24 日～令和元年 6 月 29 日 （1 日 1 回開催）
	都民からの意見	5 件
	関係市長からの意見	4 件（小平市長、東大和市長、武蔵村山市長、立川市長）
環境影響評価書案に係る見解書の提出		令和元年 10 月 16 日
提出後の手続 の経過	公示された日	令和元年 11 月 1 日
	縦覧された日	令和元年 11 月 1 日～令和元年 11 月 20 日
都民の意見を聞く会の開催		令和元年 12 月 10 日
評価書案審査意見書が送付された日		令和 2 年 1 月 30 日